



【メディカル人事労務基礎講座】第40回 パートタイマーの社会保険と雇用保険

社会保険（健康保険と厚生年金）に加入している従業員や雇用保険に加入している従業員を、それぞれの保険上「被保険者」と呼びます。この「被保険者」となるか否かは、決して正職員かパートタイマー（アルバイト含む）かという医院での身分によって決定するものではなく、それぞれの保険について定められている一定の要件を満たすか否かで判断されます。そこで、今回はパートタイマーの保険加入要件について整理してみましょう。

社会保険と雇用保険の被保険者

社会保険と雇用保険それぞれについて、被保険者となる要件は異なります。

1. 被保険者となる人

保険の種類	被保険者	年齢要件	証明書類	手続・提出先
健康保険 (協会けんぽ)	医療法人の役員・正職員 3/4 以上のパート(1)	75 歳未満	被保険者証	社会保険事務所
職域国民健康保険 (医師国保)	正職員 パート	75 歳未満	被保険者証	医師国保組合
厚生年金保険	医療法人の役員・正職員 3/4 以上のパート(1)	70 歳未満	年金手帳	社会保険事務所 (健康保険手続と同時)
雇用保険	正職員 20 時間以上のパート(2)	65 歳未満 で入社	被保険者証	公共職業安定所

- 1 正職員と比較し、1 日または週の所定労働時間が概ね 3/4 以上、かつ 1 ヶ月の勤務日数が概ね 3/4 以上の入
- 2 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、かつ 6 ヶ月以上引き続き雇用が見込まれる人

2. 医院で働く従業員のうち、被保険者とならない人

社会保険の被保険者とならない人

- ・ 臨時に 2 ヶ月以内の期間を定めて使用される人
- ・ 3/4 未満短時間就労者

雇用保険の被保険者とならない人

- ・ 週の所定労働時間が 20 時間未満
- ・ 6 ヶ月以上の雇用の見込みがない
- ・ 昼間学生

パートタイマーと社会保険・雇用保険

1. 社会保険

医師国保 + 厚生年金の場合

× : 加入不可 : 加入可 : 強制加入

労働時間と日数	医師国保	厚生年金	備考
3/4 未満		×	パートでも医師国保のみの加入は可能 この場合は、医師国保の資格取得手続きのみ行う
3/4 以上			医師国保と厚生年金の手続きを行う

健康保険 + 厚生年金の場合

労働時間と日数	健康保険	厚生年金	備考
3/4 未満	×	×	健康保険 家族の扶養となるか、市町村国保に加入 年金 国民年金(20 歳以上)
3/4 以上			健康保険と厚生年金の手続きを行う

2. 雇用保険

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ6ヶ月以上の雇用の見込みがある場合は、雇用保険の資格取得手続きが必要です。

労働時間	雇用契約	雇用保険	備考
20時間未満	3ヶ月	×	契約を更新しても被保険者とならない
20時間未満	1年	×	契約を更新しても被保険者とならない
20時間以上	3ヶ月	×	契約を更新する場合には、更新時に資格取得
20時間以上	1年		

まとめ

社会保険

正職員の労働時間と出勤日数が基準となります。従って、正職員の所定労働時間によって基準となる時間や日数は変動します。

また、「概ね」のため就労形態など総合的にみて被保険者として取り扱うことが適当と判断される場合には、被保険者となる場合があります。

雇用保険

1週間の所定労働時間20時間という判断基準があるため、雇用契約における所定労働時間で判断することができます。

具体例とその他注意点

正職員の条件 -

1日の労働時間：8時間 4日、4時間 2日 週40時間

<パートタイマーの保険加入>

×：加入不可 ○：強制加入 △：状況による

	1日の勤務時間	週の出勤日数	雇用保険	社会保険
	8時間	2日	×	×
	4時間	6日		×
	6時間/3時間	4日/2日		
	不定期	不定期		

の場合の判断

～ のように労働契約において明確な判断ができない場合は、1週間、1ヶ月を平均した労働時間や出勤日数によって判断することになります。

ワンポイント

<健康保険の被扶養者の条件と被保険者の資格との関係>

パート収入が130万円未満の場合は、諸条件はあるものの、原則として家族の被扶養者となることができます。しかしながら、社会保険の被保険者の条件を満たす場合には強制的に資格取得することとなるため、被扶養者から外れることとなります。

ご不明点は弊社会計担当者まで

「メディカル人事レポート」の内容に関しては、弊グループ名南税理士法人担当者までお問い合わせください。

発行責任者

名南コンサルティングネットワーク
名南労務管理総合事務所 代表社会保険労務士 小山邦彦
名古屋市熱田区神宮 2-3-18 <http://www.meinan.net>